## 表面

## 身 分 証 明 묵 第 職 官 Æ 名 生年月日 写 直 上記の者は,裁判外紛争解決手続の利用の促進に 関する法律第21条第1項に規定する立入検査又は 契印 質問を行う職員であることを証明する。 交付日 月 日まで有効) 月 法務省大臣官房司法法制部長 印

## 裏面

## 注 意 事 項

- 1.この証明書は、検査の際に必ず携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2.この証明書は、他人に貸与し、預け入れ、又は譲り渡してはならない。
- 3.この証明書を破損し,又は紛失したときは,直ちに発行者に 届け出なければならない。
- 4.新たな証明書の交付を受けたとき,退職若しくは転職したとき,又は検査に従事しなくなったときは,直ちにこの証明書を発行者に返還しなければならない。
- 5. 官印のないもの及び写真に契印のないものは無効とする。

注.用紙の大きさは,日本産業規格B列8番(64×91mm)とすること。